

## ○南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例

令和3年3月23日

条例第4号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議するとともに、地域の連携を構築し、もって認知症、知的障害その他の精神上的障害がある者を地域で支え合うため、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 認知症、知的障害その他の精神上的障害がある者の権利擁護に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、特に必要がある認めるときは、専門的事項を調査、研究させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## ○南アルプス市権利擁護センター要綱

令和3年3月18日

告示第42号

(設置)

第1条 この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が権利を侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、関係機関と連携して権利擁護の取組を一層推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進計画に位置付けられた中核機関として、南アルプス市権利擁護センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南アルプス市権利擁護センター
- (2) 位置 南アルプス市小笠原376番地

(事業)

第3条 センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 権利擁護に関する相談及び支援
- (2) 成年後見制度に関する相談及び支援
- (3) 市民後見人の養成及び活動支援
- (4) 権利擁護に関する普及啓発
- (5) 南アルプス市権利擁護・成年後見利用促進協議会に関すること。
- (6) その他権利擁護に関すること。

(委託)

第4条 市長は、前条に規定するセンターが実施する事業に関し、適切にその事業を行うことができると認める事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援調整会議)

第5条 センターは、第3条に規定するセンターが実施する事業に関し、困難事例等が生じた場合は、第7条の規定による連携する課により支援調整会議を開くことができる。

2 市長は、前項の支援調整会議において、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 センターの行う事業に従事した者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営体制)

第7条 センターの管理及び運営は、介護福祉課、障がい福祉課及び福祉総合相談課が連携して行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## ○南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱

令和3年3月23日

告示第60号

南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱（平成22年南アルプス市告示第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者（この条において「要支援者」という。）にあって成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用の一部を助成することで成年後見制度の利用を支援し、もって要支援者が自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「施設」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）にいう保護施設
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条にいう指定障害者支援施設
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第20条にいう旧法指定施設
- （4）老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設又は国立保養所
- （5）介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設
- （6）医療法（昭和23年法律第205号）にいう医療提供施設（介護給付の対象となる施設は除くものであって、3箇月を超えて入院した場合に限る。）
- （7）前各号の類似施設で市長が認める施設

（対象者）

第3条 南アルプス市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- （1）市内に住所を有する者又は本市の措置若しくは給付決定等により市外の施設を利用している者
- （2）預貯金、現金及び有価証券、生命保険等の売却又は解約により得られる額（以下「預貯金等」という。）から家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）に基づき家庭裁判所が決定した報酬額（以下「家庭裁判所決定額」という。）又は家庭裁判所の審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を減じて得た額が30万円以下の者。ただし、第6条3項の規定による計算により助成金の額が零となる者は除く。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件
- 2 前項の規定にかかわらず、本市以外の他の地方公共団体による措置又は給付決定等により施設を利用している者は、この事業の対象としない。

(対象となる費用)

第4条 事業の対象となる費用は、次のとおりとする。

- (1) 審判請求費用
- (2) 親族でない第三者である後見人、保佐人又は補助人（監督人が選任されている場合は監督人（未成年後見人又は任意後見人を除く。）を含む。以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下単に「報酬」という。）

(助成金の適用)

第5条 前条第1号の費用は、申立て時に適用する。

- 2 前条第2号の報酬は、家庭裁判所が法第39条に基づく報酬付与の審判をしたときに適用する。

(助成額の上限等)

第6条 審判請求費用の助成額は、これに要する費用の相当額とする。

- 2 報酬に係る助成額は、次のとおりとする。

- (1) 施設に入所している者 月額1万8,000円
- (2) その他の者 月額2万8,000円

- 3 前項の規定にかかわらず、対象者が有する預貯金等が30万円を超える場合は、当該預貯金等の額から30万円を減じて得た額と前項の規定により市長が決定する額から預貯金等の合計額の差額を限度額とする。

- 4 助成の対象となる期間に施設入所期間とその他の期間がある場合は、全日施設に入所している月は、その月の上限額を1万8,000円とし、施設に入所していない日が1日以上ある月は、その月の上限額を2万8,000円とし、これを合算して助成の対象となる期間の上限額を求めるものとする。医療法にいう医療提供施設に入院した場合は、入院の日から3箇月を経過した日の翌日から、施設入所として取り扱うものとする。

(市長の審判請求)

第7条 市長は、対象者の預貯金等に応じて法第28条第2項の規定による費用負担を求めることができる。

(助成に係る申請)

第8条 審判請求費用又は報酬に係る助成を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を成年後見制

度利用支援事業助成（決定・否決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による決定通知書を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その請求をするときは、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により市長に提出するものとする。

（審判請求費用及び報酬の助成）

第10条 市長は、前条の助成をするときは、助成決定者の収入及び資産の状況を調査したうえで、審判請求費用及び報酬に係る助成をするものとする。

（後見人等の報告義務）

第11条 この事業の助成を受けている者の後見人等は、助成決定者の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、資産状況等変更報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（死亡後の報酬助成）

第12条 助成決定者が死亡した後の報酬は、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

（返還）

第13条 市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成申請書

(宛先)南アルプス市長

申請者 住所  
(被後見人等) 氏名  
後見人等 住所  
氏名

次のとおり成年後見制度利用支援事業の助成を受けたいので、申請します。

後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
助成内容	報酬 ・ 審判請求費用
助成申請額	円
対象期間	年 月 日～ 年 月 日
対象期間のうち、施設に入所又は病院に入院していた期間	年 月 日～ 年 月 日 (施設名 ) 年 月 日～ 年 月 日 (施設名 ) 年 月 日～ 年 月 日 (施設名 )

〈添付書類〉

助成内容	報酬	審判請求費用
必要書類	1 報酬付与の審判書謄本の写し 2 登記事項証明書の写し 3 被後見人等の財産目録等の写し	1 登記事項証明書の写し 2 審判請求費用が分かる書類の写し 3 被後見人等の財産目録等の写し



様式第2号(第8条関係)

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成(決定・否決定)通知書

様

(後見人) 様 南アルプス市長 印

年 月 日に申請がありました、標記の助成について、次のとおり(決定・否決定)しましたので通知します。

決定の内容	助成決定 ・ 助成否決定		
助成内容	報酬 ・ 審判請求費用		
助成金額	円		
助成決定者 氏名	助成決定者 生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
助成決定者 住所	TEL ( )		
後見人等氏名			
後見人等住所	TEL ( )		

〈交付条件〉

- (1) 助成金を目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 助成決定者又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告してください。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

(宛先)南アルプス市長

助成決定者 住所  
(被後見人等) 氏名  
後見人等 住所  
氏名

南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱第9条の規定により次のとおり請求します。

助成内容	報酬 ・ 審判請求費用		
助成金額	円		
振込口座	金融機関名	支店名	口座番号
	口座種別	口座名義人	
	普通 ・ 当座	(フリガナ)	

〈注意〉

・ 口座名義は被後見人等の本人口座、又は後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座に限ります。

〈添付書類〉

・ 成年後見制度利用支援事業助成通知書(様式第2号)の写し 1通

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

資産状況等変更報告書

(宛先)南アルプス市長

報告者 住所  
氏名

このたび、被後見人等の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

被後見人等氏名		被後見人等 生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
被後見人等住所	TEL ( )			
変更のあった内容	事由発生年月日 年 月 日			

〈注意〉

報告者は、本人又は後見人等に限りません。

- 様式第1号 (第8条関係)
- 様式第2号 (第8条関係)
- 様式第3号 (第9条関係)
- 様式第4号 (第11条関係)